

役員等報酬支給内規

- 第1条 この規定は、社会福祉法人小松島敬和会定款第8条、第21条に基づき、役員等報酬支給について定める。
- 第2条 この規定の報酬とは、役員としての職務執行の対価として支払うことをいう。
- 第3条 この規定の役員とは、評議員会で選任された理事並びに監事のことであり、参事および評議員については、これに準じる。
- 第4条 理事長報酬は日額2万円（2時間未満）とする。
- 第5条 理事、監事、参事及び評議員の報酬支給日額は別表1に定める。
- 第6条 役員等の報酬は原則として役員報酬で表示する。
2 使用人兼務役員の報酬は、役員報酬額と従業員給与とに分けて表示する。
- 第7条 全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。
2 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 第8条 報酬の支払いは、次のとおりとする。
(1) 理事長については、毎月1日に起算し当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
(2) 理事、監事、参事及び評議員については、その都度現金にて支払う。
- 第9条 役員等の退職慰労金は別表2に定める。
2 当法人の常勤職員と兼ね、職員退職慰労金を支給する場合は本規程に基づく退職慰労金は支給しない。
3 役員等の退職慰労金は第7条に定める報酬総額に含めないものとする。
- 第10条 この規定は平成18年4月1日より実施する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日より改正する。

この規定は、令和元年6月16日より改正する。

別表 1 役員等の報酬支給日額

	2時間未満	2～3時間	3時間以上
理事	10,000 円	20,000 円	30,000 円
監事	10,000 円	20,000 円	30,000 円
参事	10,000 円	20,000 円	30,000 円
評議員	10,000 円	20,000 円	30,000 円

別表 2 役員退職慰労金

	在任年数×報酬月額
理事長	在任年数×15,000 円
理事	在任年数×10,000 円
監事	在任年数×10,000 円
参事	在任年数×10,000 円
評議員	在任年数×10,000 円